

### 3 三鷹市まちづくり条例（抜粋）

平成8年3月29日条例第5号

最終改正：平成30年3月6日条例第5号(平成30年4月1日施行)

#### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、三鷹市基本構想（以下「基本構想」という。）に掲げる基本目標の実現を図るため、三鷹市（以下「市」という。）のまちづくりについて必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的なまちづくりを推進することを目的とする。

（まちづくりの基本理念）

第2条 この条例によるまちづくりの基本理念は、市、市民及び事業者（以下「市民等」という。）が、相互の理解、信頼及び協力のもとに高環境及び高福祉の都市づくりをめざし、自然と人間の調和を図りながら、人間主体の都市を協働で創造するものである。

2 市民は、安全でうるおいのある快適な環境を実現するためのまちづくりに参加する権利と責任を有する。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）市民 市内に住所を有する者、居住する者及び通勤し、又は通学する者並びに市内の土地又は建築物の所有者、占有者及び利害関係人をいう。

（2）事業者 市内における市街地の整備、開発、解体又は保全に係る事業を行う団体及び個人をいう。

（3）地区計画等 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。）第12条の4第1項各号に掲げる計画をいう。

（4）建築協定 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第4章に定める建築協定をいう。

（市の責務）

第4条 市は、まちづくりに関する調査及び研究を行うとともに、基本的かつ総合的な計画を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する計画の策定及びその実施に当たっては、市民の意見を反映するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、自らの創意と工夫によりまちづくりを推進し、安全でうるおいのある快適な環境の実現に努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、安全でうるおいのある快適な環境の実現に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動によって良好な環境を損なわないよう、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

（防災のまちづくりの推進）

第7条 市民等は、震災等の災害から生命及び身体の安全を守るため、防災のまちづくりを推進しなければならない。

（福祉のまちづくりの推進）

第8条 市民等は、すべての人が建築物及び都市施設を安全かつ円滑に利用できるようにするため、福祉のまちづくりを推進しなければならない。

（都市景観の形成）

第9条 市民等は、三鷹の歴史、風土及び文化に配慮した良好な都市景観を形成しなければならない。

【中略】

## 第5章 開発事業及び解体事業

(開発事業及び解体事業)

第24条 次の各号に掲げる事業（以下「開発事業」という。）のいずれかの事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者（開発事業に係る施設で営業を行おうとする者が定まっている場合は、その者を含む。以下「開発事業者」という。）は、市長が別に定めるところにより、公共施設及び公益的施設を設置するとともに、当該開発事業の施行に関し必要な事項を遵守しなければならない。ただし、国又は地方公共団体等が行う開発事業で、法令に特別の定めがあるもの及び建基法第85条に規定する仮設建築物の建築については、この限りでない。

- (1) 都計法第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）で、事業施行面積が500平方メートル以上のもの
  - (2) 高さが10メートルを超える建築物（都計法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域にあつては、軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物。以下同じ。）の建築。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築を除く。
  - (3) 共同住宅又は長屋の建築で、戸数が15以上のもの
  - (4) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成で、事業施行面積が500平方メートル以上のもの
  - (5) 商業施設（小売店、飲食店、興行場その他規則で定めるものに限る。以下同じ。）の新設又は増設（既存施設の全部又は一部の用途を変更する場合を含む。以下「新增設」という。）で、一の建築物（一の建築物として規則で定めるものを含む。以下同じ。）において、その建築物内の店舗面積（営業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。）の合計が500平方メートル以上のもの
  - (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第2条第7号に規定する工場及び同条第8号に規定する指定作業場の新增設で、一の施設（一の施設として規則で定めるものを含む。）において、その施設内の作業場面積（製造、加工、作業、保管、処分等の用に供される面積をいう。）の合計が500平方メートル以上のもの
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの
- 2 同一の開発事業者又は同一の土地所有者等が、一の開発事業（一の開発事業として規則で定めるものを含む。）の完了の日の翌日から起算して3年以内に、隣接する区域で行う開発事業については、従前の開発事業とあわせたものを一の開発事業とみなして前項の規定を適用する。ただし、市長が一の開発事業とみなすことが適当でないとき、この限りでない。
- 3 次の各号に掲げる事業（以下「解体事業」という。）のいずれかの事業に関する解体工事（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいう。以下同じ。）の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら解体工事をする者（以下「解体事業者」という。）は、当該解体事業の施行に関し必要な事項を遵守しなければならない。ただし、市長が緊急に解体工事を実施する必要があると認める場合は、この限りでない。
- (1) 高さが10メートルを超える建築物の解体。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の解体を除く。
  - (2) 共同住宅又は長屋の解体で、戸数が15以上のもの
  - (3) 商業施設の解体で、一の建築物において、その建築物の延べ面積が500平方メートル以上のもの
  - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設並びに

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第2条第7号に規定する工場及び同条第8号に規定する指定作業場の解体で、一の建築物において、その建築物の延べ面積が500平方メートル以上のもの

(環境配慮指針等)

第25条 市長は、開発事業者が開発事業を行うに当たり、生活環境、文化的環境、自然環境及び地球環境（以下「環境」という。）の保全、回復及び創出を図るために配慮すべき事項その他の事項を環境配慮指針として定めるものとする。

2 市長は、環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

3 開発事業者は、開発事業を行うに当たり、環境配慮指針に基づき、環境との調和、環境への負荷の低減その他必要な措置を自ら積極的に講じなければならない。

(事前協議)

第26条 開発事業者は、第24条第1項の公共施設及び公益的施設の設置並びに当該開発事業の施行に関し必要な事項について、規則で定めるところにより、事前協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 開発事業者は、前項の事前協議書の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに事前協議変更届出書を市長に提出しなければならない。

3 事前協議書及び事前協議変更届出書は、都計法第29条の規定による開発行為の許可、建基法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認その他これらに類する法令に基づく許可等の申請を行う前に提出するものとする。

(解体事業計画)

第26条の2 解体事業者は、解体事業を行おうとするときは、当該解体事業に係る計画について、規則で定めるところにより、解体事業計画書を市長に提出しなければならない。

(標識の設置)

第27条 開発事業者又は解体事業者（以下「開発事業者等」という。）は、開発事業又は解体事業（以下「開発事業等」という。）を行おうとするときは、当該開発事業等により影響を受ける市民に開発事業等に係る計画の周知を図るため、当該開発事業等予定地の見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。ただし、市長が標識の設置を省略することに相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 開発事業者等は、前項の規定により標識を設置したときは、その旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 開発事業者等は、第1項の規定により設置した標識の内容に変更が生じたときは、速やかに当該標識の内容を訂正するとともに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(説明会の実施等)

第28条 開発事業者は、開発事業を行おうとするときは、当該開発事業に係る計画内容について、説明会等の方法により、三鷹市開発事業に係る紛争の調整に関する条例（平成7年三鷹市条例第31号）第2条第4号に規定する近隣関係住民（以下「近隣関係住民」という。）に説明しなければならない。ただし、市長が説明会等を省略することに相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 解体事業者は、解体事業を行おうとするときは、当該解体事業に係る計画内容について、説明会等の方法により、当該解体事業の事業敷地境界線から20メートルの水平距離の範囲内又は当該解体事業の事業敷地境界線から当該解体事業に係る建築物等の高さの2倍の水平距離の範囲内のいずれか広い範囲内にある土地の所有権又は建築物に関する所有権若しくは賃借権を有する者及び当該範囲内に居住する者（以下「解体事業近隣関係住民」という。）に説明しなければならない。ただし、市長が説明会等を省略することに相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 開発事業者等は、前2項の規定により近隣関係住民又は解体事業近隣関係住民に説明会等

を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に説明会等の内容について報告するとともに、説明資料等を提出しなければならない。

(指導又は助言)

第29条 市長は、第26条の事前協議の際、安全でうるおいのある快適な環境を実現するために、基本構想、まちづくりに関する計画及び環境配慮指針に基づき、指導又は助言をすることができる。

2 市長は、開発事業の施行により、都計法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる施設が、当該開発事業を行う地域における既存施設の処理能力を超えると認めるときは、開発事業者の負担により必要な施設を整備し、又は開発事業が既存施設の処理能力に適合するよう指導することができる。

(まちづくり協定の遵守)

第30条 開発事業者は、第16条の2第1項の規定により締結されたまちづくり協定に係る区域内において、開発事業を行おうとするときは、当該まちづくり協定の内容を遵守しなければならない。

2 市長は、開発事業がまちづくり協定の内容に適合するよう指導又は助言をすることができる。

(特定開発事業)

第31条 開発事業者のうち、次の各号に掲げる事業(以下「特定開発事業」という。)のいずれかを行おうとする者(以下「特定開発事業者」という。)は、規則で定めるところにより、第26条の事前協議の前に、当該特定開発事業に係る計画の策定について、市長と事前相談を行わなければならない。ただし、国又は地方公共団体等が行う特定開発事業で、法令に特別の定めがあるものについては、この限りでない。

(1) 事業施行面積が3,000平方メートル以上の開発行為

(2) 敷地面積が5,000平方メートル以上又は延べ面積が1万平方メートル以上の建築物の建築

(3) 高さが31メートルを超える建築物又は都計法第8条第1項第3号に規定する高度地区のうち、第1種高度地区以外の高度地区(高度地区の指定がない地区を含む。)内で、第1種高度地区から10メートルの水平距離の範囲内において、高さが20メートルを超える建築物の建築

(4) 第24条第1項第5号に規定する開発事業で、新增設を行う商業施設において午後11時から翌日の午前6時までの間に営業を行うもの又は店舗面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

(5) 第24条第1項第6号に規定する開発事業で、作業場面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、周辺の環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると市長が認める施設の新増設

2 店舗面積の合計が500平方メートル以上の商業施設で、新增設を行うことなく、既存施設における営業時間を変更し、午後11時から翌日の午前6時までの間に営業を行うものについては、本章の特定開発事業に関する規定に準じて取り扱うものとする。

3 市長は、第1項の事前相談においては、基本構想、まちづくりに関する計画及び環境配慮指針に基づき必要な調整又は助言を行うものとする。

4 特定開発事業者は、特定開発事業を計画するに当たっては、前項の調整又は助言を尊重しなければならない。

(環境配慮計画書の作成等)

第32条 特定開発事業者は、前条第1項の事前相談を経て、第26条第1項の事前協議書を提出するときは、規則で定めるところにより、当該特定開発事業の実施による環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を記載した計画書(以下「環境配慮計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、環境影響評価に関する法令に特別の定めがあ

る場合は、この限りでない。

- 2 特定開発事業者は、環境配慮計画書の作成に当たり、環境配慮指針に適合するよう努めなければならない。
- 3 特定開発事業者は、環境配慮計画書の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに環境配慮計画変更届出書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、特定開発事業に係る施設の開設後において、周辺の環境に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、特定開発事業者に対して、環境に及ぼしている影響の状況及びそれに対する配慮の方策について、報告を求めることができる。

(環境配慮計画書の周知)

第33条 特定開発事業者は、環境配慮計画書を作成し、又はその内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、第28条第1項に規定する説明会等の方法により近隣関係住民に環境配慮計画書の内容又は変更した内容を周知させなければならない。ただし、市長が説明会等を省略することに相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 特定開発事業者は、前項の説明会等を行ったときは、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。

(環境配慮計画書の審査等)

第34条 市長は、第32条第1項の規定により提出された環境配慮計画書、同条第3項の規定により提出された環境配慮計画変更届出書又は同条第4項の規定による報告を審査し、必要があると認めるときは、特定開発事業者に対し、環境への配慮について指導又は助言をすることができる。

- 2 市長は、特定開発事業が周辺の環境に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、次条に規定する三鷹市環境配慮審査会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、環境配慮計画書又は環境配慮計画変更届出書(以下「環境配慮計画書等」という。)を審査したときは、規則で定めるところにより、速やかに審査結果を特定開発事業者に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

(環境配慮審査会)

第35条 市長の附属機関として、三鷹市環境配慮審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、市長の諮問に応じ、この条例によりその権限に属する事項を調査審議する。
- 3 審査会は、法律、建築又は環境等の分野に関し専門の学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する委員3人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市民の意見書の提出等)

第36条 市長は、必要があると認めるときは、開発事業等又は環境配慮計画書等の内容等について、当該開発事業等により影響を受ける市民の意見を聴くことができる。

- 2 開発事業等により影響を受ける市民は、当該開発事業等又は環境配慮計画書等の内容等について、規則で定めるところにより、市長に意見書を提出することができる。
- 3 市長は、第1項の意見聴取又は前項の意見書により、必要があると認めるときは、開発事業者等に対し、指導又は助言をすることができる。

(開発事業の同意)

第37条 市長は、第26条の事前協議が終了したときは、開発事業の同意をするものとする。

- 2 市長は、前項の同意をしたときは、規則で定める開発事業同意書により、速やかに開発事業者に通知するものとする。

(開発協定)

第38条 市長及び特定開発事業者は、前条の開発事業の同意の後、速やかに当該開発事業に関する協定を締結するものとする。

(紛争の予防)

第39条 開発事業者等は、開発事業等の施行に当たっては、周辺的生活環境等を害さないよう必要な措置を講ずるとともに、紛争を生じないように努めなければならない。

(工事着手及び工事完了の届出)

第40条 開発事業者は、第37条第2項の開発事業同意書の通知を受けた後に、開発事業に関する工事に着手するものとする。

2 開発事業者等は、開発事業等に着手するときは、規則で定める工事着手届を、あらかじめ、市長に提出しなければならない。

3 開発事業者等は、開発事業等が完了したときは、規則で定める工事完了届を速やかに市長に提出しなければならない。

(調査及び指導)

第41条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、開発事業者等に対し、開発事業等の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は市職員に開発事業等の実施場所若しくは施設に立ち入らせ、調査させることができる。

2 市長は、前項の調査において、第37条第2項の開発事業同意書及び第38条の開発事業に関する協定の内容と適合しないと認めるときは、開発事業者に対して、期限を定めて開発事業の是正を指導するものとする。

3 第1項の規定により市職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第42条 市長は、大規模土地所有者等、大規模開発事業者又は開発事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者に対し、開発事業等に関する工事の停止若しくは中止を勧告し、又は相当の期限を定めて、必要な措置を講ずよう勧告することができる。

(1) 第23条の2の規定による大規模土地取引行為届出書を提出せず、又は虚偽の記載をしたとき。

(2) 第23条の4第1項の規定による大規模土地利用構想届出書を提出せず、又は虚偽の記載をしたとき。

(3) 第26条第1項の規定による事前協議書若しくは同条第2項の規定による事前協議変更届出書又は第26条の2の規定による解体事業計画書を提出せず、又は虚偽の記載をしたとき。

(4) 第27条第1項の規定による標識の設置又は第28条第1項、第2項若しくは第33条第1項の規定による説明会等の実施をしなかったとき。

(5) 第29条第1項若しくは第2項、第30条第2項、第34条第1項、第36条第3項又は第41条第2項の規定による指導に従わないとき。

(6) 第32条第1項の規定による環境配慮計画書若しくは同条第3項の規定による環境配慮計画変更届出書を提出せず、又は虚偽の記載をしたとき。

(7) 第32条第4項の規定による報告又は第41条第1項の規定による報告若しくは立入調査を拒んだとき。

(8) 第38条の規定による協定を締結しないとき。

(9) 第40条第2項の規定による工事着手届又は同条第3項の規定による工事完了届を提出せず、又は虚偽の記載をしたとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、この章に定める規定に違反したとき。

(指導又は勧告に対する意見)

第43条 開発事業者等は、この条例に基づく開発事業等又は環境配慮計画書等に係る指導又は勧告に対し、意見があるときは、市長に対して、意見書を提出することができる。

2 前項の規定による意見書の提出は、この条例に基づく開発事業等又は環境配慮計画書等に係る指導又は勧告の日の翌日から起算して2週間以内に、規則で定めるところにより行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による意見書の提出があったときは、その内容を十分に検討するとともに、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くものとする。

4 審査会は、前項の規定により市長から意見を求められた事項について調査審議し、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。

5 市長は、前項の規定による審査会の報告を受けたときは、これを尊重しなければならない。  
(公表等)

第44条 市長は、第42条の規定による勧告を受けた大規模土地所有者等、大規模開発事業者又は開発事業者等が当該勧告に従わない場合において特に必要があると認めるときは、当該者に対し、意見を述べる等の機会を与えたうえで、氏名等の公表及び行政上必要な措置を講ずることができる。

(是正命令)

第44条の2 市長は、第42条(第1号、第2号及び第10号を除く。)の規定による勧告を受けた開発事業者等が当該勧告に従わないときは、当該開発事業者等に対し、開発事業等に関する工事の停止若しくは中止を命じ、又は相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、市長はあらかじめ審査会の意見を聴くものとする。

【中略】

## 第7章 雑則

(説明等)

第48条 市長は、この条例を施行するため、必要があると認めるときは、関係者に対して説明又は報告を求めることができる。

(委任)

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 第8章 罰則

(罰則)

第50条 第44条の2の規定による是正命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第51条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

【以下省略】

## ■ 三鷹市まちづくり条例施行規則 ■ (抜粋)

平成8年3月29日規則第29号

最終改正：平成30年3月19日規則第8号(平成30年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、三鷹市まちづくり条例(平成8年三鷹市条例第5号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、条例の例による。

【中略】

(開発事業)

第15条 条例第24条第1項に規定する市長が別に定めるものは、三鷹市開発事業に関する指導要綱(平成14年3月29日付け13三都発第182号)とする。

(共同住宅等)

第16条 条例第24条第1項第3号及び同条第3項第2号に規定する共同住宅は、1棟に2戸以上の住戸があり、廊下、階段その他の生活施設を共用している住宅とし、寄宿舍を含むものとする。

2 条例第24条第1項第3号及び同条第3項第2号に規定する長屋は、共通の廊下又は階段を設けず、各戸に専用の出入口を設けた複数の住戸が連なる建物とする。

(商業施設等)

第17条 条例第24条第1項第5号に規定する小売店は、顧客に対して物品を販売する業務及び消費生活協同組合等の団体がその組合員等に対して物品を供給する業務並びに物品を加工し、又は修理する業務を行う店舗とする。

2 条例第24条第1項第5号に規定する飲食店は、料理その他の食品を飲食させる業務を行う店舗とする。

3 条例第24条第1項第5号に規定する興行場は、興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する施設とする。

4 条例第24条第1項第5号に規定するその他規則で定めるものは、コンパクトディスク、ビデオテープ又はビデオディスク等を貸し付ける業務を行う店舗、カラオケボックス及びパチンコ屋、ゲームセンター等の遊戯場とする。

5 条例第24条第1項第5号に規定する一の建築物として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 屋根、柱又は壁を共通にする建築物(当該建築物が公共の用に供される道路その他の施設によって2以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分)

(2) 通路によって接続され、機能が一体となっている2以上の建築物

(3) 一の建築物(前2号に掲げる建築物を含む。)とその附属建築物をあわせたもの

6 前項の規定は、条例第24条第1項第6号に規定する一の施設として規則で定めるものについて準用する。この場合において、同項中「建築物」とあるのは、「施設」と読み替えるものとする。

7 条例第24条第2項に規定する一の開発事業として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 開発事業の区域の中に道路又は里道、水路等の公共物等が含まれている場合で、当該区域が連たんしていると認められるもの

(2) 条例第24条第1項各号に掲げる事業に該当しない事業で、同条第2項に規定する期間内に行う事業とあわせることによって、開発事業に該当することとなるもの

(環境)

第18条 条例第25条第1項に規定する生活環境は、日照、通風及び採光の障害、ビル風、光害、電波障害、大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質及び土壌汚染、地盤沈下、地下水分断、交通対策、ごみ対策、防災及び防犯対策等に係る環境とする。

2 条例第25条第1項に規定する文化的環境は、歴史文化財保護、景観福祉等に係る環境とする。

3 条例第25条第1項に規定する自然環境は、緑化、自然生態系、水循環等に係る環境とする。

4 条例第25条第1項に規定する地球環境は、エネルギー対策、建築資材の再利用等に係る環境とする。

(事前協議書等)

第19条 条例第26条第1項に規定する事前協議書は、様式第6号によるものとする。

2 条例第26条第2項に規定する事前協議変更届出書は、様式第7号によるものとする。

3 市長は、事前協議書の内容について審査を行ったときは、開発事業者に対し、その結果を開発事業に伴う事前協議通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（解体事業計画書）

第20条 条例第26条の2に規定する解体事業計画書は、様式第8号の2によるものとし、条例第27条第1項の規定により標識を設置する日以前に市長に提出しなければならない。

（標識の様式）

第21条 条例第27条第1項に規定する標識（以下「標識」という。）は開発事業にあつては開発事業計画のお知らせ（様式第9号）とし、解体事業にあつては解体事業計画のお知らせ（様式第9号の2）とする。

（標識の設置場所）

第22条 標識は、開発事業又は解体事業（以下「開発事業等」という。）に係る敷地の道路に接する部分（開発事業等に係る敷地が2以上の道路に接するときは、そのそれぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるよう設置しなければならない。

（標識の設置期間）

第23条 標識の設置期間は、特定開発事業にあつては、条例第26条第1項の規定により事前協議書を提出しようとする日の少なくとも30日前から条例第40条第3項の規定により工事完了届を提出する日までとする。

2 特定開発事業以外の開発事業に係る標識の設置期間は、条例第26条第1項の規定により事前協議書を提出しようとする日の少なくとも15日前から条例第40条第3項の規定により工事完了届を提出する日までとする。

3 解体事業に係る標識の設置期間は、解体工事に着手する日の少なくとも30日前から条例第40条第3項の規定により工事完了届を提出する日までとする。

（標識の設置方法等）

第24条 開発事業者又は解体事業者（以下「開発事業者等」という。）は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で標識を設置するとともに、記載事項が設置期間中不鮮明にならないように標識を維持管理しなければならない。

（標識の設置届等）

第25条 条例第27条第2項の規定による届出は、標識を設置した日から起算して7日以内に、開発事業にあつては開発事業標識設置届（様式第10号）を、解体事業にあつては解体事業標識設置届（様式第10号の2）を市長に提出することにより行わなければならない。

（標識の記載事項の変更）

第26条 条例第27条第3項の規定による届出は、標識の内容を訂正した日から起算して7日以内に、開発事業にあつては開発事業標識記載事項変更届（様式第11号）を、解体事業にあつては解体事業標識記載事項変更届（様式第11号の2）を市長に提出することにより行わなければならない。

（説明会等の実施）

第27条 条例第28条第1項に規定する開発事業に係る説明会等は、条例第26条第1項の規定による事前協議書の提出前に行わなければならない。

2 条例第28条第2項に規定する解体事業に係る説明会等は、解体工事に着手する日の少なくとも15日前までに行わなければならない。

3 開発事業者等は、条例第28条第1項又は同条第2項の規定による説明を実施する場合において、説明会を開催しようとするときは、開催日の5日前までに、日時及び場所を掲示等の方法により近隣関係住民又は解体事業近隣関係住民に周知させなければならない。

4 条例第28条第1項又は同条第2項に規定する開発事業等に係る計画内容は、次に掲げるものとする。

(1) 開発事業等に係る敷地の形態及び規模、敷地内における建築物等の位置並びに付近の建築物の位置の概要

(2) 開発事業等の規模、構造及び用途

(3) 開発事業等の工期、工法及び作業方法等

(4) 開発事業等の工事による危害の防止策

(5) 開発事業等に伴って生ずる周辺的生活環境、文化的環境、自然環境及び地球環境に及ぼす著しい影響及びその対策

（説明会等の省略）

- 第28条 条例第28条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定による説明会等を省略することができる相当な理由は、次の各号のいずれかに該当する理由とする。
- (1) 近隣関係住民又は解体事業近隣関係住民が長期の不在により、説明会等の実施ができない場合
  - (2) 建築物の外壁又は外壁に代わる柱の面等の各部分から当該建築物の高さの2倍の水平距離の範囲が、当該建築物の敷地内にすべてある場合で、かつ、近隣関係住民又は解体事業近隣関係住民から建築又は解体に係る計画の内容について、説明の申出がなかったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に理由があると認める場合  
(説明会等資料の提出)
- 第29条 条例第28条第3項の規定による説明会等の内容の報告及び説明資料等の提出は、開発事業にあつては条例第26条第1項の規定により事前協議書を提出する日までに開発事業に関する説明会等報告書(様式第12号)を、解体事業にあつては解体工事に着手する日の少なくとも10日前までに解体事業に関する説明会等報告書(様式第12号の2)を市長に提出することにより行わなければならない。  
(事前相談)
- 第30条 条例第31条第1項に規定する事前相談は、開発事業に伴う事前相談書(様式第13号)を市長に提出することにより行わなければならない。  
(環境配慮計画書の作成等)
- 第31条 条例第32条第1項に規定する環境配慮計画書は、様式第14号によるものとする。  
2 条例第32条第3項に規定する環境配慮計画変更届出書は、様式第15号によるものとする。  
(環境配慮計画書の周知)
- 第32条 条例第33条第1項の規定による環境配慮計画書の作成に伴う説明会等は、条例第28条第1項に規定する説明会等とあわせて行うものとする。  
2 条例第33条第1項の規定による環境配慮計画書の内容の変更に伴う説明会等の実施については、第27条第3項の規定を準用する。  
3 条例第33条第2項に規定する報告は、環境配慮計画書説明会等報告書(様式第16号)を市長に提出することにより行わなければならない。ただし、第29条の報告書の内容と重複する事項については、省略することができる。  
(環境配慮計画書等の審査結果の通知)
- 第33条 条例第34条第3項の規定による通知は、環境配慮計画書等審査意見書(様式第17号)により行うものとする。  
(市民の意見書の提出)
- 第34条 条例第36条第2項に規定する意見書は、開発事業にあつては開発事業に対する意見書(様式第18号)により、解体事業にあつては解体事業に対する意見書(様式第18号の2)によるものとする。  
(開発事業の同意)
- 第35条 開発事業者は、条例第37条第1項の規定による市長の開発事業の同意を求めるときは、開発事業同意申請書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。  
2 条例第37条第2項に規定する開発事業同意書は、様式第20号によるものとする。  
(工事着手及び工事完了の届出)
- 第36条 条例第40条第2項に規定する工事着手届は、開発事業にあつては様式第21号により、解体事業にあつては様式第21号の2によるものとする。  
2 条例第40条第3項に規定する工事完了届は、開発事業にあつては様式第22号により、解体事業にあつては様式第22号の2によるものとする。  
(開発事業等の廃止の届出)
- 第37条 開発事業者は、条例第26条第1項の規定により事前協議を行っている開発事業又は条例第37条第1項の規定により同意を受けた開発事業を廃止する場合は、開発事業廃止届(様式第22号の3)を市長に提出しなければならない。  
2 解体事業者は条例第40条第2項の規定により工事に着手した解体事業を廃止する場合は、解体事業廃止届(様式第22号の4)を市長に提出しなければならない。  
(勧告)
- 第38条 条例第42条の規定による勧告は、条例第23条の2の規定による大規模土地取引行為の届出にあつては大規模土地取引行為勧告書(様式第22号の5)により、条例第23条の4第1項の規定による大規模土地利用構想の届出にあつては大規模土地利用構想勧告書(様式第22号の6)により、開発事業

にあつては開発事業勧告書（様式第23号）により、解体事業にあつては解体事業勧告書（様式第23号の2）により行うものとする。

（指導又は勧告に対する意見）

第39条 条例第43条第1項の規定による意見書の提出は、開発事業にあつては開発事業に係る指導又は勧告に対する意見書（様式第24号）により、解体事業にあつては解体事業に係る指導又は勧告に対する意見書（様式第24号の2）により行わなければならない。

（公表）

第40条 条例第10条第4項、第12条第3項、第16条の2第3項、第25条第2項、第34条第3項及び第44条の公表は、三鷹市役所前の掲示場への掲示、広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

2 条例第44条の公表の内容は、大規模土地所有者等、大規模開発事業者及び開発事業者等の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに勧告の内容とする。

（是正命令）

第41条 条例第44条の2の規定による是正命令は、開発事業にあつては開発事業是正命令書（様式第24号の3）により、解体事業にあつては解体事業是正命令書（様式第24号の4）により行うものとする。

【中略】

（委任）

第49条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【以下省略】

## 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)  
最終改正：平成二十六年六月十三日法律第六十九号

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の三第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十二条の三第一項に規定する事業者、同条第二項に規定する運搬受託者及び同条第三項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(国内の処理等の原則)

**第二条の二** 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように、その輸入が抑制されなければならない。

(国民の責務)

**第二条の三** 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

**第三条** 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国

及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

**第四条** 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

【中略】

(産業廃棄物処理施設)

**第十五条** 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

五 産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画

九 その他環境省令で定める事項

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かななければならない。

6 第四項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

【以下省略】

## ■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令■（抜粋）

（昭和四十六年九月二十三日政令第三百号）

最終改正：平成二十六年六月十三日法律第六十九号

【中略】

（産業廃棄物処理施設）

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

- 一 汚泥の脱水施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの
- 二 汚泥の乾燥施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートル（天日乾燥施設にあつては、百立方メートル）を超えるもの
- 三 汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
  - イ 一日当たりの処理能力が五立方メートルを超えるもの
  - ロ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの
  - ハ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
- 四 廃油の油水分離施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）
- 五 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）
  - イ 一日当たりの処理能力が一立方メートルを超えるもの
  - ロ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの
  - ハ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
- 六 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、一日当たりの処理能力が五十立方メートルを超えるもの
- 七 廃プラスチック類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの
- 八 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
  - イ 一日当たりの処理能力が百キログラムを超えるもの
  - ロ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
- 八の二 木くず又はがれき類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの
- 九 別表第三の三に掲げる物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設
- 十 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- 十一 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- 十二 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
  - 十二の二 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
- 十三 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
  - 十三の二 産業廃棄物の焼却施設（第三号、第五号、第八号及び第十二号に掲げるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
    - イ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの
    - ロ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
- 十四 産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの
  - イ 第六条第一項第三号ハ（１）から（５）まで及び第六条の五第一項第三号イ（１）から（６）までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所
  - ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地を除く。）
  - ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地にあつては、主としてイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。）

【以下省略】

## 5 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（抜粋）

東京都公害防止条例（昭和四十四年東京都条例第九十七号）の全部を改正する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、他の法令と相まって、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 環境への負荷 事業活動その他の人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 二 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
- 三 地球温暖化 事業活動その他の人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- 四 温室効果ガス 二酸化炭素その他東京都規則（以下「規則」という。）で定める物質をいう。
- 五 地域冷暖房 一定の地域における冷房、暖房又は給湯の用に供するため、冷凍機、ボイラー等の熱源機器を設置している施設において製造した冷水、温水又は蒸気を導管により複数の建物に供給する仕組みをいう。
- 六 自動車 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。
- 七 工場 別表第一に掲げる工場をいう。
- 八 指定作業場 別表第二に掲げる作業場等（工場に該当するものを除く。）をいう。
- 九 規制基準 事業活動その他の活動を行う者が遵守すべきばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動及び悪臭の発生に係る許容限度をいう。
- 十 ばい煙 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物及び窒素酸化物並びに燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじんをいう。
- 十一 有害ガス 人の健康に障害を及ぼす物質のうち気体状又は微粒子状物質（ばい煙を除く。）で別表第三に掲げるものをいう。
- 十二 有害物質 人の健康に障害を及ぼす物質のうち水質又は土壌を汚染する原因となる物質で別表第四に掲げるものをいう。
- 十三 公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

#### （知事の責務）

第三条 知事は、この条例の定めるところにより、環境への負荷の低減のための必要な措置並びに公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を講ずるほか、その施策を事業者及び都民と連携して実施し、環境への負荷の低減及び公害の防止に努めることにより、良好な生活環境を保全し、もって都民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保しなければならない。

- 2 知事は、公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視するとともに、その結果明らかになった公害の状況を都民に公表しなければならない。
- 3 知事は、環境への負荷の低減及び公害の防止に係る技術の開発及びその成果の普及を行うよう努めるとともに、小規模の事業者が環境への負荷を低減し、及び公害を防止するために行う施設の整備等について必要な助成措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 知事は、自らが事業活動を行う場合には、環境への負荷の低減及び公害の防止に資する行動を率先

してとるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業者の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

(都民の責務)

第五条 都民は、日常生活その他の活動において環境への負荷を低減し、及び公害の発生を防ぐよう努めるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

【以下省略】

### 別表第一 工場（第二条関係）

- 一 定格出力の合計が二・二キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場(レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。)
- 二 定格出力の合計が〇・七五キロワット以上二・二キロワット未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場
  - (一) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
  - (二) 印刷又は製本
  - (三) 印刷用平版の研磨又は活字の鋳造
  - (四) 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸を使用するものを除く。）
  - (五) 金属やすり、針、釘、鋸又は鋼球の製造
  - (六) ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
  - (七) 金属箔又は金属粉の製造
  - (八) つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
  - (九) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
  - (十) 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エポナイト及びセルロイドを含む。）の研磨
  - (十一) ガラスの研磨又は砂吹き
  - (十二) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造(レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。)
  - (十三) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
  - (十四) 液体燃料用のバーナーの容量が一時間当たり二十リットル以上又は火格子面積が〇・五平方メートル以上の炉を使用する食品の製造又は加工
- 三 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場
  - (一) 金属線材（管を含む。）の引抜き
  - (二) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
  - (三) 厚さ〇・五ミリメートル以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋸打ち
  - (四) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
  - (五) 塗料、染料又は絵具の吹付け
  - (六) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
  - (七) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
  - (八) ドライクリーニング
  - (九) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
  - (十) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゅう又はタールの蒸りゅう若しくは精製
  - (十一) たん白質の加水分解
  - (十二) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造

- (十三) 石綿、岩綿、鉍さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造  
砥石又はるつぼの製造
- (十四) 電気分解又は電池の製造
- (十五) 床面積の合計が五十平方メートル以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報器  
その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- (十六) ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
- (十七) 発電の作業
- (十八) 金属の熔融又は精錬（貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。）
- (十九) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (二十) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
- (二十一) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- (二十二) 印刷用インク又は絵具の製造
- (二十三) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原材料とす  
る物品の製造
- (二十四) 電気用カーボンの製造
- (二十五) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (二十六) 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- (二十七) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- (二十八) 肥料の製造
- (二十九) ガラスの製造又は腐しょく若しくは加熱加工
- (三十) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- (三十一) セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
- (三十二) 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
- (三十三) ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウ  
ム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チ  
オ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、  
酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (三十四) 有機薬品の合成
- (三十五) 火床面積が〇・五平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり五十キログラム以上の焼却  
炉を使用する廃棄物の焼却
- (三十六) 油缶その他の空き缶の再生
- (三十七) 金属の酸洗い、腐しょく、めっき又は被膜加工
- (三十八) 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
- (三十九) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
- (四十) 紙又はパルプの製造
- (四十一) 写真の現像
- (四十二) 有害ガスを排出する物の製造又は加工
- (四十三) 有害物質を排出する物の製造又は加工

## 別表第二 指定作業場（第二条関係）

- 一 レディミクストコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）
- 二 自動車駐車場（自動車等の収容能力が二十台以上のものに限る。）
- 三 自動車ターミナル（事業用自動車を同時に十台以上停留させることができるものに限る。）
- 四 ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則（昭和四  
十一年通商産業省令第五十三号）第二条第二十三号に規定する設備を有する事業所をいう。）
- 五 自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
- 六 ウェスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又  
は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒す  
る業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷  
し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）

- 七 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條第一項及び第四項、第十四條第一項及び第四項並びに第十四條の四第一項及び第四項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
- 八 セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）
- 九 材料置場（面積が百平方メートル以上のものに限る。）
- 十 死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第一條第三項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）
- 十一 と畜場
- 十二 畜舎（豚房の総面積が五十平方メートル以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が二百平方メートル以上又は鶏の飼養規模が千羽以上のものに限る。）
- 十三 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
- 十四 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- 十五 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場
- 十六 めん類製造場
- 十七 豆腐又は煮豆製造場（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）
- 十八 砂利採取場（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）
- 十九 洗濯施設を有する事業場
- 二十 廃油処理施設を有する事業場
- 二十一 汚泥処理施設を有する事業場
- 二十二 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二條第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場
- 二十三 工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場（次号に掲げるものを除く。）
- 二十四 下水処理場（下水道法第二條第六号に規定する終末処理場をいう。）
- 二十五 暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）を有する事業場
- 二十六 ボイラー（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B八二〇一及びB八二〇三伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が五平方メートル未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が十平方メートル未満のもの）を除く。）を有する事業場
- 二十七 ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五十リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ガス機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）又はガソリン機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）を有する事業場
- 二十八 焼却炉（火床面積が〇・五平方メートル未満であって焼却能力が一時間当たり五十キログラム未満のものを除く。）を有する事業場
- 二十九 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が百五十平方メートルを超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
- 三十 水道施設（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三條第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二條第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一條第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 三十一 病院（病床数三百以上を有するものに限る。）
- 三十二 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査を行う事業場（国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。）

三鷹市 都市整備部 都市計画課 開発指導係

〒181-8555 三鷹市野崎 1 - 1 - 1

電 話 : 0422-29-9703 (直通)

※ ホームページで詳細を確認できますので、ご参照ください。

三鷹市まちづくり条例(開発事業・解体事業)

三鷹市ホームページ

[URL:https://www.city.mitaka.lg.jp/](https://www.city.mitaka.lg.jp/)

市政情報



都市計画・まちづくり



▷ まちづくり条例



- ▷ 三鷹市まちづくり条例に関する申請様式等
- ▷ 三鷹市まちづくり条例(大規模土地取引、開発、中高層、解体)

